

第三者評価機関

規格等の内容

(VI) 経営改善計画

◎指定権者である都道府県（指定都市・中核市）へ、
経営改善計画書へ提出した。

※受理日 年 月 日

各項目について適宜、実績がわかる情報を追加すること。

